

○安中市競争入札心得

平成18年3月18日

安中市訓令第33号

入札参加者は、この訓令、設計書、図面、仕様書、入札に関する関係法令等の規定を熟知して入札に参加しなくてはならない。

(目的)

第1条 安中市発注の建設工事等に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、安中市契約規則（平成27年安中市規則第9号。以下「規則」という。）、安中市建設工事等契約事務処理要領（平成18年安中市訓令第31号）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（平27訓令4・令4訓令3・一部改正）

(入札等)

第2条 入札参加者は、設計書、図面及び仕様書並びにその他書面（以下「発注図書」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、発注図書について疑義があるときは、非公表なものとして管理されているものを除き、関係職員の説明を求めることができる。

2 紙入札（電子入札（規則第2条第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）以外の方法による入札をいう。以下同じ。）における入札書の提出に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 入札書は、案件ごとに封筒に入れ、案件の名称、履行場所並びに住所及び氏名を記載し、公告又は指名に係る通知に示した日時に提出しなければならない。

(2) 代理人をして紙入札に参加するときは、当該代理人に当該紙入札の代理に係る委任状を持参させなければならない。

(3) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。

(4) 入札参加者は、令第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

3 電子入札における入札書の提出は、電子入札システム（規則第2条第6号に規定する電子入札システムをいう。以下同じ。）の所定の入力画面上において入札書を作成し、公告又は指名に係る通知等に示した日時までに提出しなければならない。

(平26訓令4・平27訓令4・平30訓令2・令4訓令3・一部改正)

(入札保証金)

第3条 入札に参加しようとする者は、その見積もった入札金額の100分の5以上を入札保証金として納めなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 前項の規定による入札保証金の納付は、規則第4条第2項に規定する担保の提供をもって代えることができる。

(令4訓令3・追加)

(入札金額積算内訳書の提出)

第4条 入札参加者は、市長が公告又は指名に係る通知等により、入札金額積算内訳書の提出を求める入札においては、第1回目の入札に際し、入札金額に対応した入札金額積算内訳書を提出するものとする。

2 前項の場合において、電子入札における入札金額積算内訳書の提出は、電子入札システムにより行うものとする。

(令4訓令3・追加)

(入札の辞退)

第5条 指名を受けた者は、入札の執行の完了に至るまでの間、所定の入札辞退届(電子入札の場合にあっては、電子入札システムの所定の入力画面上において作成し、及び提出する入札辞退届)を提出した上でいつでも入札を辞退することができる。ただし、入札書を提出した後の入札の辞退については、認めない。

2 前項本文の規定により入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(平26訓令4・平27訓令4・平30訓令2・一部改正、令4訓令3・旧第3条繰下・一部改正)

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、刑法(明治40年法律第45号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(令4訓令3・旧第4条線下)

(入札の取りやめ等)

第7条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 適正に入札を執行するために必要があると認められるときは、入札中であっても、入札の中断等を行うことがある。

3 入札辞退届が提出されたこと等の理由により入札者が1者となったときは、入札の執行を中止することがある。

(令4訓令3・旧第5条線下・一部改正、令6訓令11・一部改正)

(無効の入札)

第8条 次の表のいずれかに該当する入札参加者の入札は、無効とする。

紙入札及び電子入札の共通事項	入札に参加する資格を有しない者がした入札
	入札保証金を納付する必要がある案件の場合において、当該入札保証金の額が入札金額の100分の5以上に達しない者がした入札
	内訳書等の提出を必要とする案件において、当該内訳書等の提出が無い、又は当該内訳書等の記載内容に不備がある入札
	予定価格を事前公表している案件において、予定価格超過の入札を行った者
	入札に際し不正な行為があった者がした入札
	その他入札に関する条件に違反した者の入札
紙入札の場合	第2条第2項第2号に規定する委任状を持参しない代理人がした入札
	入札書の記名押印を欠き、又は金額を訂正した入札
	誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であり、又は入札に必要な事項の記載漏れがある入札
	同一の案件について2人以上の代理をした者の入札
電子入札の場合	入札書における入札金額等の必要な事項の入力を欠いている入札

	入札書の提出時に使用するICカードの有効期限が切れ、又はICカードの記載事項の変更等により開札の時点において当該ICカードの効力が失われている場合
	ICカードを不正に使用した者が行った入札

(平30訓令2・全改、令4訓令3・旧第6条線下・一部改正)

(失格)

第9条 次の表のいずれかに該当する入札参加者は入札参加資格を失う。

紙入札及び電子入札の共通事項	最低制限価格を設ける入札において、最低制限価格未満の入札を行った者
紙入札の場合	入札の開始時に入札会場に出席していない者
電子入札の場合	入札書提出締切日時までに入札書の提出がない者

(令4訓令3・追加)

(落札者の決定)

第10条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けない場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

2 調達契約の入札においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、該当契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適正であると認められるときは、この限りでない。

3 落札者を決定したときは、直ちに落札者に文書又は口頭（電子入札の場合にあつては、電子入札システムによる通信）によりその旨を通知する。

(平26訓令4・平27訓令4・平30訓令2・一部改正、令4訓令3・旧第7条線下)

(再度入札)

第11条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、又は市長が指定する日時において再度の入札（以下「再度入札」という。）を行うことがある。ただし、最低制限価格が設けられている場合に最低制限価格未満の入札をした者は、当該入札の再度入札以降の入札には参加できない。

2 再度入札は、予定価格を事前公表している案件については行わない。

(平26訓令4・一部改正、令4訓令3・旧第8条線下・一部改正)

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第12条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者によるくじ(電子入札の場合にあっては、電子入札システムによるくじ)により落札者を定める。

2 前項の場合(紙入札の場合に限る。)において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(平30訓令2・一部改正、令4訓令3・旧第9条繰下)

(入札の不調)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を不調とする。

- (1) 入札参加者がいないとき。
- (2) 最低制限価格を設ける入札において、入札参加者全員が最低制限価格未満の入札をしたとき。
- (3) 再度入札を行わない入札において、落札者がいないとき。

(令4訓令3・追加)

(契約保証金)

第14条 契約保証金については、規則第22条の規定による。

(平30訓令2・全改、令4訓令3・旧第10条繰下・一部改正)

(入札金額)

第15条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(以下「消費税相当額」という。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税相当額を含まない金額を入札書に記載するものとする。

(平26訓令4・平27訓令4・平30訓令2・一部改正、令4訓令3・旧第11条繰下)

(契約の締結)

第16条 落札者は、契約書を作成する契約においては、契約書に押印して、落札決定の通知を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

(平26訓令4・平27訓令4・一部改正、平30訓令2・旧第13条繰上、令4訓令3・旧第12条繰下)

(異議の申立て)

第17条 入札した者は、入札後、この訓令及び発注図書についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(平27訓令4・一部改正、平30訓令2・旧第14条繰上・一部改正、令4訓令3・旧第13条繰下)

(その他)

第18条 業務委託等については、この訓令を準用するものとする。

(平30訓令2・旧第15条繰上、令4訓令3・旧第14条繰下・一部改正)

附 則

この訓令は、平成18年3月18日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日訓令第4号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月15日訓令第2号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月28日訓令第3号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年8月7日訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。